

十日町市地域公共交通計画（案）に対するパブリックコメントによる
意見及びその回答

	ページ	ご意見	回答	計画案の修正
1	表紙	十日町市地域公共交通活性化協議会とあるが計画の作成主体はあくまでも「十日町市」である（法第5条）ので「十日町市」と訂正願いたい。 十日町市地域公共交通活性化協議会は規約から法第6条に定める法定協議会であり、計画作成及び実施に関し必要な協議を行うための組織である。	計画の作成主体は十日町市ですが、計画作成について協議する組織である十日町市地域公共交通活性化協議会における協議を重んじ、計画表紙は「十日町市地域公共交通活性化協議会」としています。	無
2	P58	施策及び事業の実施スケジュールについて令和10年度に3項目について評価検証とあるがすべての項目に対して評価検証の文言を入れたほうが良いのではないのでしょうか。	「施策および事業の実施スケジュール」では、実証を必要とする事業について、その後の評価検証を行う必要があることから、スケジュールに示したものです。 3項目を含む全ての事業について、P59に記載のとおり、毎年度、取組の実施状況の確認、効果検証等を行うこととしています。	無
3	P59	計画を推進、進捗管理するものは計画を作成する（した）十日町市であるから（法第7条の2）、『1 推進体制』は、「十日町市において毎年度、取組の実施状況の確認、効果検証や取組の改善案等について、必要に応じて、十日町市地域公共交通活性化協議会と協議を行います。」と訂正すべきである。従って、推進組織の表は不要である。（表を削除）	市における、取組の実施状況の確認や効果検証等の他、計画を推進するためには、交通事業者や地域住民、学識経験者、地域の関係者等で組織する十日町市地域公共交通活性化協議会における協議が重要かつ必要不可欠であることから、当該協議会の役割を明記しています。	無
4	P59	計画の推進体制について計画目標達成に向けた事業主体が交通事業者・観光協会・商工会議所十日町市となっていますが地域住民の利便性の向上が図れるよう地域自治組織との協議の場も作っていただきたい。	計画の推進にあたっては、十日町市地域公共交通活性化協議会において協議を行いながら、進行管理に努めます。なお、当該協議会には、十日町市地域自治組織連絡協議会からも委員として参画していただいております。また、各事業の実施にあたっては、交通事業者、観光協会、商工会議所、十日町市が主体としておりますが、地域との関連性がある事業については、地域自治組織と協議させていただきたいと考えています。	無

	ページ	ご意見	回答	計画案の修正
5	全体	<p>全体的に鉄道に関する記述が極めて少ないと思うが、市は鉄道を軽視しているのか。飯山線、ほくほく線の将来は大丈夫か。</p>	<p>鉄道は市外及び市内の移動を支えている重要な公共交通であると認識しています。広域交通としての役割を担う鉄道については、単独の自治体による取組ではなく、沿線自治体や関係機関と連携した取組が重要です。このため、沿線自治体や関係機関で組織する各協議会（飯山線沿線地域活性化協議会、ほくほく線沿線地域振興連絡協議会）において鉄道の活性化の協議や取組を進めており、引き続き、当該協議会の取組を行う旨をP56に記載しています。</p>	無